

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部について

1. 目的

本年2月24日、多くの厚生年金基金等が資産運用を委託しているAIJ投資顧問株式会社が、金融庁から金融商品取引法違反の疑いで業務停止及び業務改善命令を受けるという事案が生じた。

このAIJ問題に関連した実態調査の取りまとめを行うとともに、時代に即した厚生年金基金等の資産運用規制等の在り方を検討する。

2. 対策本部の構成

本部長：厚生労働副大臣（年金担当）

本部長代理：厚生労働大臣政務官（年金担当）

副本部長：年金局長

本部員：大臣官房審議官（年金担当） など

3. 対策本部の主な業務

(1) 厚生年金基金等の運用体制等に関する実態把握

① 運用体制・プロセス等に関する実態調査

② 厚生年金基金における国家公務員等の再就職状況調査

(2) 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する今後の在り方の検討

① 資産運用規制及び受託者責任に係る法令・通達の見直し案の策定（※）

② 資産運用に関連する財政運営基準の見直し案の策定

※ 別途設置する有識者会議における議論も踏まえ、検討を行う。

(3) その他

厚生年金基金制度改革～現時点での到達点と今後の検討の視点～

(第7回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部資料(9月28日開催))

1. これまでの経緯

(1) 与党における検討経過

平成24年3月1日

民主党 年金積立金運用のあり方及びAIJ問題等検証WT設置

平成24年4月24日

WT中間報告

- ・厚生年金基金制度は一定の経過期間終了後に廃止。
- ・経過期間の確保に当たっては十分な期間を確保すべき。
- ・企業年金の規制緩和等の検討を併せて行うべき。

(2) 厚生労働省・有識者会議における検討経過

平成24年4月13日

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議設置

平成24年7月6日

有識者会議報告

- ・代行制度の今後の在り方については、以下の両論あり。
 - ①「代行制度が厚生年金保険の財政に与える影響」の観点から一定期間をおいて廃止すべき。
 - ②「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」の観点から、制度は維持すべき。

2. 今後の検討の視点

- 代行部分は公的年金の一部であるという共通認識に立って代行制度の在り方及び企業年金(3階部分)の在り方を検討。

代行制度の在り方

- ・かつての代行メリットは失われ、代行を持つことによるリスクが顕在化
 - 厚生年金本体の財政にとってのリスク
 - 母体企業の経営に与えるリスク
- ・他の企業年金制度(確定給付企業年金<DB>及び確定拠出年金<DC>)の普及・定着
- ・公的年金制度は被用者年金一元化の流れ
 - 代行制度の今後の持続可能性は低く、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間を以て廃止する方針で対応

持続可能な企業年金の在り方

- ・企業年金(DBやDC)の在り方としては、低成長、金融市場の変動幅の拡大の中で持続可能なものとしていくことが課題。
- ・中小企業が企業年金をつくりやすくするための制度運営コストの低減が必要。
 - 選択肢の多様化などを積極的に推進。

いわゆる「代行割れ問題」への対応

- ・代行割れ問題への対応は早急な対応が必要。
 - 有識者会議で指摘されたいわゆる「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しについて、以下の視点を勘案し具体的なしくみを検討。
 - ・公的年金(厚生年金本体)への財政影響
 - ・企業経営に与える影響と企業に求められる自己責任原則
 - ・公平性、納得性の得られる仕組み(企業年金を持たない厚生年金被保険者とのバランス)

3. 今後のスケジュール

- 10月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。同成案に則した法案の次期通常国会における提出を目指す。

平成 24 年 9 月 28 日

辻泰弘厚生労働副大臣(対策本部長)の記者会見冒頭発言

本日、「第 7 回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」を開催致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。

いわゆる AIJ 事件が発覚してから約 7 ヶ月が経過致しました。この特別対策本部は 3 月に設置以来、本日で 7 回目を迎えたところでございます。この間、

- ① 3 月には、厚生年金基金の資産運用体制に関する調査や国家公務員等の再就職状況に関する調査の実施・取りまとめを行い、
- ② 4 月には有識者会議を立ち上げ、7 月に報告書を取りまとめ、
- ③ 7 月～8 月にかけては、資産運用規制の見直しに関する省令・通達改正のパブリックコメントの実施を行い、資産運用規制の見直しについては、今週水曜日（9 月 26 日）に省令・通達改正を実施して参りました。

このような経緯の中で、残された最大の課題は、厚生年金基金制度の代行制度の在り方をどうするか、という問題であります。

この問題については、有識者会議の中では様々な議論がありました。私としては、「日本の厚生年金基金が持っている代行制度は世界に例のない、日本だけにある独自の制度である」、また、「公的年金の一部を使って、借りて運用しているという意識をしっかりと持つことが根本になければならない」と申し上げ、見直しの検討が必要であることを強調してきたところであります。

最終的な有識者会議の報告では両論併記となりましたが、その後、今日まで、厚生労働省としての方針を取りまとめるべく検討を続け、本日の会議に臨んだ次第であります。

既にご承知の通り、我が国独自の制度である「代行制度」は、昭和41年に創設されて以来、現場の関係者の方々のご尽力もあって、我が国の企業年金普及に大きく寄与して参りました。企業年金普及の原動力としての代行制度の歴史的役割は大きかったと思っております。しかしながら、いわゆる右肩上がりの経済成長を前提とした制度であったため、平成バブル崩壊後の経済・金融情勢の変化により、かつての代行メリットは失われ、現在では、厚生年金本体にとっても、また、母体企業の

経営にとっても、代行を持つことによるリスクが高くなっているのが現状であります。

一方で、平成 13 年の「企業年金 2 法」で企業年金の新たな選択肢として導入された確定給付企業年金、確定拠出企業年金は普及・定着してきております。

また、公的年金制度においても、厚生年金と公務員の共済年金との、いわゆる被用者年金一元化の流れが完成に向かいつつあります。

こうした代行制度を取り巻く様々な状況変化と現状を踏まえれば、現在の厚生年金基金の代行制度については、できるだけ他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間をおいて廃止する方針で対応すべきである、ということについて本日の対策本部で確認し、決定を致しました。

ただし、そのような方針で対処するにあたっては、今後、持続可能な企業年金をつくり上げる、とりわけ中小企業が加入しやすい企業年金をつくるための施策を積極的に推進する必要があります。

また、いわゆる「代行割れ問題」への対応として、有識者会議で指摘された「連帯債務問題」や「債務額の

計算方法」など、特例解散制度の見直しをはかっていくことも必要であります。そして、その際には、

- ・ 公的年金である厚生年金本体への財政影響
- ・ 企業経営に与える影響と企業に求められる自己責任原則
- ・ 企業年金を持たない厚生年金被保険者とのバランス

などに十分配慮した対応が必要であります。

以上申し上げました通り、厚生年金基金の代行制度の廃止という基本方針に沿いつつ、3階部分の企業年金の在り方や代行割れ問題への対応などについての詳細を詰めていかなければなりません。

今後、できる限り速やかに、それらに対する対応策を厚生労働省試案の形で提示したいと考えております。

具体的には、10月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、厚生労働省の改革試案を提示し、同案に対する検討を行って頂き、年内を目途に年金部会としての成案を得たいと思います。

そして、その成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざして参りたいと考えております。

以上が総括的なご報告であります。本日の決定事項は

別紙の通りでございます。

平成 24 年 9 月 28 日

厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」

決 定 事 項

1. 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間をおいて廃止する方針で対応する。
2. 今後、持続可能で、中小企業などが加入しやすい企業年金を構築するための施策を積極的に推進する。
3. 「代行割れ問題」への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しをはかる。
4. 本年 10 月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
5. 同成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざす。

以 上

以上、ご報告とさせていただきます。